

規 則

埼玉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第三十五号

埼玉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県統計調査条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第八条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。